

農林水産部指定管理候補者審査委員会審査報告書

農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「梨記念館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市栄町606番地） 理事長 衣笠 克則

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

531,000千円……（1） （債務負担行為額 531,140千円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 106,200千円

4 選定理由

梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への寄与、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

（1）募集期間

平成25年7月11日から同年8月26日まで（現地説明会7月14日）

（2）応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

（1）審査委員

氏名	所属等
若松 信宏（委員長）	西日本税理士法人（税理士）
寺地 政明（副委員長）	鳥取県果樹研究同志会会長
平元 陽亮	くらよし佐野法律事務所（弁護士）
藤井 美紗子	花屋別館 専務
足立 純子	倉吉博物館協議会 委員
秦野 みほ	有限会社千疋屋 企画室長（シニア野菜ソムリエ）
西山 信一	鳥取県農林水産部長

（2）開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年7月1日

指定管理者制度及び梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成25年9月3日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料額の多寡 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 I S O ・ T E A S の 認 証 等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目 	40

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	29.1
選定基準3	20	8.7
選定基準4	40	37.0
合計	100	74.8

※点数は審査会出席委員6名の平均

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の平等な利用を確保できるものである。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・計画全体としては評価できる。
- ・多様な観光施設の管理を長年行ってきたことで培われたノウハウは、この法人ならではの長所といえる。
- ・食農教育（出前梨教室等）の充実と、地域の人が繰り返し訪れるような取り組みの検討が必要。
- ・来館者アンケート等の外部意見に加えて内部のスタッフの意見も積極的に活用すること。
- ・外国人観光客の誘致を強化するなど観光PRを行う際のターゲットを絞り込む方が良い。
- ・旅行会社等に対しては、もっと積極的に内容のPRを行うとともに、体験等を行う施設であることをPRして滞在時間を長めにとってもらえるようにするほうがよい。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・限られた予算における管理運営は評価できる。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・財政基盤は安定しており、透明性も高い。
- ・安定した職員の雇用形態を検討することを希望する。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○午前9時から午後5時まで（最終入館 午後4時40分）

- ・倉吉未来中心で全国規模の大会・イベントなどがある場合は、柔軟に対応
- ・ゴールデンウィーク及び小中学生の夏休み期間中の土・日曜日は午後6時まで開館延長
- ・旅行会社等の依頼により、前後の開館時間を延長する必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

○休館日 毎月第1、第3、第5月曜日及び12月29日から1月3日まで

*倉吉未来中心の休館日と同様

*ただし、旅行会社等の依頼により開館の必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

(2) 利用料金

	個人	団体（有料10名以上）	団体（有料20名以上）
大人（高校生以上）	300円/人	270円/人	240円/人
小人（小学生以上）	150円/人	130円/人	100円/人

・会員制パスポート料金（有効期間1年間）

種別	新規	継続
大人（高校生以上）	1,500円/人	1,200円/人
小人（小学生以上）	700円/人	500円/人

○減免事項

・現行の減免事項を継続

（身体障がい者、要介護者、校外学習利用者、外国人観光客等への減免、パスポート会員とその同伴者の利用等）

・理事長特認を追加（減免率：1割～全割）

・無料感謝デーの設置

（毎月最終日曜日、とっとり県民の日（9月12日）、関西文化の日（11月第3土曜日）等）

(3) サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

○受付・案内の機能強化（観光案内の実施等）

○情報発信・広報宣伝

・周辺の観光関係団体との連携PRや無料広報（HPやマスコミへの資料提供等）の活用

・TV、ラジオ、新聞折込、新聞広告等の有料媒体を活用した広報を積極的に実施

○来館者の満足度の向上や県産果実に対する理解を促進するためのイベントの開催及び展示の充実

○ミュージアムショップとフルーツパーラーの一体的運用による「買い物・飲食ゾーン」としての充実

○鳥取県中部観光施設ネットワークなどによる外部意見の収集と反映

(4) 観光振興への寄与

○中部地域の各観光関係団体とタイアップした誘客活動の実施

○東アジアを中心とした外国人観光客の集客促進及び受入体制の整備

(5) 県内果樹振興への寄与

○梨生産農家への情報提供・情報交換の場として「梨づくり大学」や「梨のなんでも相談室」の実施

○鳥取県産新品種の啓発活動等の実施

○梨ガーデンの充実

○小中学生を対象とした食農教育の推進

(6) 収入確保及び経費削減のための取組

○売店・喫茶営業による売上の確保

○再委託業務の契約における複数年契約、競争入札の実施

- (7) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理
 - 職員の意識向上による廃棄物の減量化
 - リサイクル、グリーン購入の実施
 - T E A S II種の環境管理マニュアルに基づく運営の実施
- (8) 県との連携確保
 - 県主催事業への積極的な参加等